

令和2年度大磯町教育委員会第6回定例会議事録

1. 日 時 令和2年9月24日(木)
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前10時42分
2. 場 所 大磯町役場 4階第1会議室
3. 出席者 野 島 健 二 教育長
曾 田 成 則 教育長職務代理者
トーリー 二葉 委員
濱 谷 海 八 委員
大 槻 直 行 教育部長
佐 野 慎 治 町民福祉部長
佐 川 和 裕 参事(歴史・文化担当)
宮 代 千 秋 学校教育課長
山 口 信 彦 子育て支援課長
波多野 昭 雄 生涯学習課長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
添 田 健 学校教育課主幹兼教育指導係長
田 中 恵 子 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 長 嶋 徹 委員
5. 傍聴者 10名
6. 付議事項
議案第13号 大磯町社会教育委員の委嘱について
議案第14号 大磯町指定有形文化財への指定範囲及び名称変更に伴う諮問
について
議案第15号 大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について
議案第16号 大磯町立国府中学校の給食施設建設場所候補地について
7. 報告事項
報告事項第1号 サマーシェア2020の実施報告について
8. その他

(開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和2年度大磯町教育委員会第6回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項4件、報告事項1件でございます。

本日は4名出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩いたします。

～ 休憩 ～

教育長) 休憩を閉じて再開いたします。

本日は、議会の特別委員会との日程調整のため、一週間遅れて、変更しての開催となっておりますので、よろしく願いいたします。

【令和2年度第4回定例会の議事録の承認】

教育長) それでは、はじめに「令和2年度第5回定例会議事録」の承認をお願いいたします。

「令和2年度第5回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりですが、よろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和2年度第5回定例会議事録」については、ご承認いただいたものといたします。

【令和2年度第1回臨時会の議事録の承認】

教育長) 続きまして、「令和2年度第1回臨時会議事録」の承認をお願いいたします。

「令和2年度第1回臨時会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりですが、よろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和2年度第1回臨時会議事録」についても、ご承認いただいたものといたします。

【教育長報告】

教育長) 続きまして、教育長報告をさせていただきます。

それでは、8月定例会開催後の令和2年8月21日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

9月18日、大磯中学校及び生沢分校で運動会が行われました。

中学校の運動会については、例年であれば、5月下旬くらいに実施しておりましたが、今年は、新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止の観点により、3月2

日から5月末日までの約3ヶ月間、学校が臨時休業となっていたため、5月下旬には開催できず、この時期に開催したものであります。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策については、引き続き、気を緩めることのないよう「必要に応じたマスクの着用」や「手洗い」など、基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を徹底し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続してまいります。

その他の諸行事につきましては、執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、8月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。

本日の報告は、以上でございます。

【議案第13号 大磯町社会教育委員の委嘱について】

教育長) それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第13号『大磯町社会教育委員の委嘱について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第13号『大磯町社会教育委員の委嘱について』。本文については、省略させていただきます。令和2年9月24日提出、大磯町教育委員会教育長、野島健二。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第13号『大磯町社会教育委員の委嘱について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町社会教育委員の任期が令和2年9月30日で任期満了となることから、「大磯町社会教育委員に関する条例」第2条の規定に基づく、新たな委員を委嘱するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

生涯学習課長) 議案第13号『大磯町社会教育委員の委嘱について』、補足説明をさせていただきます。説明資料の1ページをご覧ください。

大磯町社会教育委員は、「大磯町社会教育委員に関する条例」に基づき、2年の任期で委嘱しています。今回、9月30日をもって、現委員の任期が満了となることから、新たに委員を委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

議案第13号及び説明資料の2ページをご覧ください。

今回、提案させていただいた委員の方々は、名簿の選出区分欄にありますように、学校教育の関係者1名、社会教育の関係者5名、家庭教育の向上に資する活動を行う者3名、学識経験のある者2名としております。

はじめに、高沢研司氏は、大磯町社会教育委員に関する条例第2条第1号の規定による学校教育の関係者といたしまして、大磯町立校長会よりご推薦をいただいたものでございます。

次に、同条第2号の社会教育の関係者といたしまして、尾白佳隆氏は大磯町体育協会から、土方公雄氏は大磯町老人クラブ連合会から、上野広子氏は大磯町青少年指導

員連絡協議会から、萩原まさみ氏はガールスカウト神奈川県第 95 団からそれぞれご推薦をいただいたものでございます。

また、添田栄氏につきましては、公募町民としてお願いをするものでございます。

次に、同条第 3 号の家庭教育の向上に資する活動を行う者として、宮代とよ子氏は大磯町立学校 P T A 連絡協議会から、放課後子ども教室サポーターである織戸明氏は、子育て支援課からそれぞれご推薦をいただいたものでございます。

また、有永美和氏につきましては、公募町民としてお願いをするものでございます。

次に、同条第 4 号の学識経験のある者として、元学校長である池田伊三郎氏及び鈴木敦子氏にお願いするものでございます。

説明資料の 3 ページは、社会教育委員の設置、委嘱の基準等に関する法令の抜粋でございます。

また、4 ページは、今回の改選前における社会教育委員の名簿でございます。

任期である令和 4 年 9 月末まで、この 11 名の方に社会教育委員をお願いしたいと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願ひします。

トリー委員) 宮代とよ子さんですが、こちらは PTA 連絡協議会ということで、任期満了まで、それとも途中で変わるということでしょうか。

生涯学習課長) あくまでも、宮代とよ子氏は PTA 連絡協議会からの推薦ということで、PTA の役員でなくなった場合には、再度 PTA 連絡協議会に対し推薦依頼をさせていただきます、ほかの方をご推薦いただくという手続きになります。

トリー委員) わかりました。ありがとうございます。

教育長) よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

各委員) なし。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第 13 号について、原案どおり、ご異議ございませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 13 号『大磯町社会教育委員の委嘱について』は、原案どおりご承認いただいたものといたします。

<結果>異議なく原案どおり可決

【議案第 14 号 大磯町指定有形文化財への指定範囲及び名称変更に伴う諮問について】

教育長) 次に、議案第 14 号『大磯町指定有形文化財への指定範囲及び名称変更に伴う諮問について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 14 号『大磯町指定有形文化財への指定範囲及び名称変更に伴う諮問について』。本文については、省略させていただきます。令和 2 年 9 月 24 日提出、大磯町教育委員会教育長、野島健二。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 14 号『大磯町指定有形文化財への指定範囲及び名称変更に伴う諮問について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町文化財保護条例施行規則の規定に基づき、大磯町指定有形文化財指定事項変更申請書が教育委員会に提出されたことから、大磯町文化財専門委員会に諮問することについて、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第15号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めますのでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

生涯学習課長) 議案第14号『大磯町指定有形文化財への指定範囲及び名称変更に伴う諮問について』、補足説明をさせていただきます。

令和2年9月11日に、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長から大磯町教育委員会に対し、「滄浪閣(伊藤博文邸宅跡 旧李王家別邸)6棟 附 杉戸絵4枚」の指定事項の変更を希望する旨、申請がございました。

変更の要因でございます。昨年度、国営昭和記念公園が発注しました「H31 明治記念大磯邸園邸宅現況調査(その2)業務」により新たな事実が確認されたことによるものでございます。新たな事実でございますが、一つ目は、(旧)ホール棟(中華レストランとして営業していた部分)が旧李王家別邸時代に建築されたものでなく、昭和27~28年頃、西武鉄道の所有時代に建築されたことが判明したこと、二つ目は、調査により李王家別邸時代の部材が現在の指定範囲よりも広く残存していることが確認されたこと、三つめは、中村與資平が設計者として考えられておりましたが、中村氏が作成した図面や営業記録等が見つからなかったことから、作成者確定とは言い切れないことがあげられます。

1頁から5頁までが、指定事項の変更に係る申請書でございます。

1頁をご覧ください。変更する事項は、指定文化財の名称及び数量、指定範囲、作成者の3項目でございます。(1)指定文化財の名称及び数量は、「滄浪閣(伊藤博文別邸跡 旧李王家別邸)6棟 附 杉戸絵4枚」から「旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家別邸)5棟 附 敷地1筆、杉戸絵4枚」への変更の申請があがっております。主名称である「滄浪閣(伊藤博文別邸跡 旧李王家別邸)」から「旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家別邸)」への変更は、明治記念大磯邸園での活用名称へ変更を希望したことによるものです。数量の「6棟」から「5棟」への変更は、棟数を旧ホール棟を除く5棟にするというものです。附の「敷地1筆」は旧大隈別邸、陸奥別邸跡と同様に、伊藤博文が大磯に邸宅を所有した明治期から地割が保存されている点が、文化財的に意義があると考えられるため、附指定とするものでございます。

(2)指定範囲の変更は、旧ホール棟を指定範囲から外すことと、当初材が残る範囲を追加指定することです。

(3)作成者でございますが、先ほどの説明のとおり、中村氏が作成した図面とともに、中村與資平資料室に事実が確認できる資料がなく、中村氏の手記にも、李王家の設計に着手した記録がないことから、「確定」に至らず、「推定」と変更するものでございます。

2頁目が旧滄浪閣の平面図で、赤い線が現在の指定範囲、緑色の点線が指定範囲の変更案です。上が北となりますが、北側の旧ホール棟が指定範囲から外れております。

3、4頁目は、旧ホール棟の建築年代を示す根拠となります。3頁の下部は「毎日新聞」の昭和26年5月18日の記事でございますが、「二十七年、西武鉄道株式会社が買収、二階建ホール1棟を増築」と記されております。

5 頁目は配置図で、頁上の北側に国道 1 号が記されております。上の方の点線で、囲まれている建物が旧滄浪閣で、すぐ下の白い部分はバンケットホールで、現在、解体作業が進められております。

続きまして、6 頁は文化財専門委員長に宛ての諮問書（案）でございます。諮問理由でございますが、「H31 明治記念大磯邸園邸宅現況調査（その 2）業務」により、「旧李王家別邸の当初材が現存する範囲に合わせて指定の範囲を修正する。」「設計者が確定できないため推定とする」「地割が明治期から保存されている点も文化財的意義があることから、名称に敷地を付す」としております。

以上、町指定有形文化財 滄浪閣の指定事項の変更について、大磯町文化財専門委員会に対し諮問し、意見を求めるものでございます。滄浪閣の指定事項変更の諮問についてご承認いただきますようお願いいたします。

教育長） ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>なし

教育長） 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第 14 号について、原案どおり、ご異議ございませんでしょうか。

各委員） 異議なし。

教育長） 異議なしの声がありましたので、議案第 14 号『大磯町指定有形文化財への指定範囲及び名称変更に伴う諮問について』は、原案どおりご承認いただいたものといたします。

<結果>異議なく原案どおり可決

【議案第 15 号 大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について】

教育長） 次に、議案第 15 号『大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記） 議案第 15 号『大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について』。本文については、省略させていただきます。令和 2 年 9 月 24 日提出、大磯町教育委員会教育長、野島健二。

以上です。

教育長） それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長） 議案第 15 号『大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町文化財保護条例の規定に基づき、大磯町指定有形文化財指定申請書が教育委員会に提出されたことから、大磯町文化財専門委員会に諮問することについて、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 15 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

生涯学習課長） 議案第 15 号『大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について』、補足説明をさせていただきます。

令和 2 年 9 月 11 日に、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長から大磯町教育委員会に対して、「旧滄浪閣（旧）ホール棟 1 棟」を、町指定有形文

化財への指定を希望する旨、申請がございました。

説明資料の1頁から9頁までが、旧滄浪閣（旧）ホール棟の町指定有形文化財指定申請書で、10頁目が同意書でございます。

2頁の（旧）ホール棟の「9 由来又は沿革」をご覧ください。旧滄浪閣（旧李王家別邸）は、昭和26年に、西武鉄道の所有となります。昭和27～28年に、ホテル滄浪閣のホール棟として増築されます。当初、ドライブインとして地階は食堂、1階はホールとして利用されました。その後、地階の入口周辺とトイレが増築され、北京料理を提供する飲食施設として利用されましたが、平成19年に、飲食施設の営業を終了し、3月には川邊泰男氏の所有となり、平成31年2月には、明治記念大磯邸園整備事業の一環として、現在は国の所有となっております。

3頁目が旧滄浪閣の配置図で、緑色の点線で囲われた部分が指定申請の範囲でございます。図で上の緑の点線で囲まれた部分が地階、下の緑の点線で囲まれた部分が1階でございます。

続きまして、4頁目から7頁目までが現況写真で、4、5頁が北面、正面で、6、7頁が主に東面の写真です。8頁が配置図、9頁が平面図です。

今回の町指定に向けての申請は、旧滄浪閣 旧ホール棟を町指定有形文化財に位置付けることにより、建築物の価値を確かなものとし、後世に残すことを目的として、申請があがったものです。

続きまして、11頁は文化財専門委員会委員長宛ての諮問書（案）でございます。

諮問理由のうち、指定の趣旨でございますが、「町指定有形文化財「滄浪閣」の指定範囲のうち（旧）ホール棟は、国土交通省 関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所が発注した「H31 明治記念大磯邸園邸宅現況調査（その2）業務」により、李王家の所有時代に建てられた建物ではないことが判明いたしました。このため、（旧）ホール棟を新たな文化財価値基準で評価するものである。」としております。

文化財としての価値でございます。「李王家別邸は、大正15年(1926)に伊藤博文の本邸跡に「滄浪閣」の名称を継承して建設されました。第二次世界大戦後、所有は昭和21年(1946)に幣原内閣で法制局長官を務めた檜橋渡に移りましたが、アメリカ駐留軍に将校家族住宅として接收されました。昭和26年(1951)には(株)西武鉄道の所有となり、同社は昭和27年(1952)から28年(1953)の間に、東海道沿いにホール棟を増築して、駐留軍関係者向けの宿泊施設「ホテル滄浪閣」を営みました。すなわちホール棟は、戦後の接收期の歴史を物語る貴重な建物といえます。

昭和40年代以降は、中華料理店として平成19年(2007)まで営業されて、町民に長く親しまれてきました。伊藤博文が命名した「滄浪閣」の名を継承し、東海道沿いに展開する別荘建築群の中で象徴的な存在であると共に、東海道の松並木と一体となって大磯町の歴史的景観に寄与してきた。」としています。

12頁、13頁につきましては、町指定申請に係る「大磯町文化財保護条例」等の抜粋でございます。

以上、旧滄浪閣 旧ホール棟を大磯町指定文化財に指定することについて、大磯町文化財専門委員会に対し諮問し、意見を求めるものでございます。町指定有形文化財への指定に伴う諮問についてご承認いただきますようお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

<質疑応答>なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第 15 号について、原案どおり、ご異議ございませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 15 号『大磯町指定有形文化財への指定に伴う諮問について』は、原案どおりご承認いただいたものといたします。

<結果>異議なく原案どおり可決

【議案第 16 号 大磯町立国府中学校の給食施設建設場所候補地について】

教育長) 次に、議案第 16 号『大磯町立国府中学校の給食施設建設場所候補地について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 16 号『大磯町立国府中学校の給食施設建設場所候補地について』。本文については、省略させていただきます。令和 2 年 9 月 24 日提出、大磯町教育委員会教育長、野島健二。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 16 号『大磯町立国府中学校の給食施設建設場所候補地について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町立国府中学校の給食施設建設場所候補地を決定するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 項第 7 号及び同条同項第 11 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) それでは、『議案第 16 号 大磯町立国府中学校の給食施設建設場所候補地について』、お手元の説明資料に基づき、説明させていただきます。

1 ページをお開きください。「1 経過」及び「2 準備会で出された意見」についてです。はじめに、令和 2 年 4 月、「大磯町立中学校に給食施設を建設するにあたり、必要な事項に対して、意見交換を行う。」ということ趣旨とし、所掌事項の主なものとして、「(1) 中学校給食に関すること。」、「(2) 中学校給食施設の建設に関すること。」を掲げた「大磯町立中学校給食施設建設準備会要綱」を制定しました。構成員としては、学識経験者、大磯町立中学校校長、大磯町立小中学校 P T A 代表者、大磯町立中学校食育担当教諭、大磯町立小学校栄養教諭又は栄養士、大磯町立小学校給食調理員、教育長が必要と認める町職員のうち 14 名以内としております。

この要綱に基づき、令和 2 年 6 月 25 日に第 1 回目、そして、令和 2 年 8 月 5 日に第 2 回目を開催いたしました。

第 1 回、第 2 回における給食施設の建設に関して、特に、国府中学校については、候補地案について、大磯町中学校給食実施調査報告書による C 案と町民の方の団体である「大磯の給食を考える会」の方々が考えられた「新 K 案」について、意見交換を行いました。場所につきましては、3 ページをお開きいただき、上段の配置図が「C 案」、こちらは、南側の校舎とグラウンドの間に給食施設を建設する場合があります。そして、下段の配置図が「新 K 案」、こちらは、南側の校舎と体育館の間に給食施設を建設する場合があります。

第 1 回目、第 2 回目の準備会の意見交換の概要につきましては、それぞれ 7 月 16

日、8月20日に開催された教育委員会定例会の中で、既に詳細説明は行っておりますが、資料としましては、4ページをお開きいただき、5ページまで、準備会での主な意見を記載しております。

まず、「C案」については、第1回目では、食材の搬入車が搬入を行う際には、バックで搬入することになると思うので、方向転換を行う際には生徒の通行に注意をしなければ、事故に繋がる危険性がある。西側の通路を拡幅する際には、災害時の避難路としても使用できるようになるべく広くしてもらいたい。観覧席部分を2段削ることなく、給食施設の建設を行ってもらいたい。という意見。

そして、第2回目では、校舎の西側と給食室の西側を通過してグラウンドへ避難するので、このスペースを広く確保してもらいたい。新K案と比較すると広い給食室になっているので、よりコンパクトになるように設計の段階で検討する必要がある。という意見が出されました。

続いて、「新K案」については、第1回目では、校舎と体育館の間が3m強だと見通しが悪く、生徒が通行していることが、車から認識できず危険である。生徒の3分の1は西側から登下校する。昇降口に行くには体育館と校舎の間を通行しなければならない構造になっているため、この通路が3m強になってしまうのには懸念がある。外から入れるトイレは1つしかないので、外からトイレに入れなくなると支障がある。という意見。

そして、第2回目では、給食室は工夫されていることがわかったが、建設を行う場所が問題だと思う。災害や火災が発生した時に子どもたちが避難する経路が無くなってしまふ心配がある。防災の専門家等に避難経路を確認してもらい安全を担保した方がよい。給食室が狭いと思う。動線が交差しないように調理ごとに動線図を作成する必要があるが、この新K案だと交差しない動線の作成が難しい。牛乳保冷庫とパン棚が東側にあり、搬入は西側からだと思われるので、そこまで搬入車が入ることになる。子どもと搬入車の動線が重なり、事故が心配である。栄養士の事務室が階段の下では労働環境上好ましくない。外トイレはスポーツ開放や地域の活動等で不特定多数の方が利用している。外トイレに体育館の中からは、学校運営上、不都合が生じる。給食室が狭いので給食調理員が安全に作業できるのか疑問がある。建設した後に、安全に作業できないようでは困る。という意見が出されました。

1ページにお戻りいただき、「3. C案と新K案の課題」について、準備会等での意見をもとに次の課題を掲げました。

まず、C案については、食材搬入車の搬入路を確保するため、校舎（南側）の西側通路を拡幅する必要がある。給食室を建設するにあたり、グラウンドの観覧席部分を2段分削る必要があり、設計段階での検討を必要とする。法律上必要な採光は確保できるが、コンピュータ室が暗くなる。火災発生時の避難経路について、検討する必要がある。という課題があります。

そして、新K案については、校舎（南側）の廊下（コンピュータ室北側）を解体し、準備室を廊下にする必要がある。体育館外トイレについて、階段を撤去すると外からの出入りに支障をきたす。給食室と体育館の間の通路幅が3.7mとなり、見通しが悪くなる。給食室の規模から、想定食数の調理と調理員の作業の安全性に懸念がある。という課題があります。

2ページをお開きください。「4 給食施設建設場所候補地（案）について」であります。

まず、「新K案」については、西側から登下校する生徒は、校舎（南側）と体育館の間の通路を通行しなければ、昇降口に入ることができないため、通路幅が 3.7m となると、見通しが悪くなり、食材の搬入車や来校者の車との接触事故が起こる可能性が高く、安全性が確保されないことが想定されます。黒岩、西久保、虫窪、石神台地区に居住している全体の 3 分の 1 の生徒が西側から登下校しているという状況であります。

なお、体育館外トイレの階段の撤去及び校舎（南側）の廊下（コンピュータ室北側の解体による学校運営への影響は大きいと考えられます。グラウンドやテニスコートを利用している運動部の生徒が活動する際には、体育館の外トイレを利用しており、生徒においては外履きを履いたままの方が利用しやすく、学校からも、その方が学校運営に支障が少ないと言う意見が出ております。廊下等の解体、復旧に伴う校舎への影響につきましても、詳細な設計を行い検証する必要があると考えられます。

また、給食室として使用できる面積が限られており、想定食数の調理と調理員の作業における安全面や効率性に疑問があります。準備会の中でも意見がありましたが、調理の動線が交差しない調理機器の配置を実現するにはある程度の面積が必要であり、調理員が安全に効率的の作業を行ううえでも、その点が重要であると考えられます。続いて、「C案」については、観覧席部分を 2 段分削る給食室のレイアウト及び火災発生時の避難路の確保に課題がありますが、この点に関しては給食室をよりコンパクトに設計すること及び校舎（南側）の西側通路を拡幅することにより解決が見込めます。

以上のことから、国府中学校の給食施設建設場所候補地については、学校運営への影響を最大限に考慮するとともに、学校給食における安全性、効率性にも配慮し、大磯町中学校給食実施調査報告書による「C案」を候補地とするというものであります。

説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありました。本日までの間に、「新K案」に関しまして、「大磯の給食を考える会」のほうから修正資料が送付されまして、委員の皆様方のほうに資料を配付して、もうお目通しいただいたと思いますけれども、これを含めて決議の方をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ご質問、ご意見があればお願ひしたいと思ひます。

濱谷委員) 過日、「大磯の給食を考える会」から「新K案」修正資料を頂戴いたしました。

私も委員として、「大磯の給食を考える会」の内容について、委員会で 2 回ほど内容を聞いてみました。そして、課題も幾つか、「C案」に対しても「新K案」に対しても出てまいりました。その課題を 1 点 1 点抜粋しながら見ている中で、もう一度、事務局のほうから課題として出てきていることを、大変でしようけれども、また同じような説明になるんでしようけれども、説明していただけないかなと思ひます。

資料の 1 ページのところ、西側通路の数字に調整が入る、観覧席部分の 2 段分削る必要性があり避難経路を検討する必要があるというのが、「C案」の検討事項でありました。「新K案」に関しましても、準備室を廊下にする必要性がある。あるいは外からの出入りに支障を来たすとか、見通しが悪くなる、そして調理員の作業の安全性に懸念があると、こういうような見方もございました。その課題の回答が 2 番のところ、若干出てくるんですけども。

そして、最終的には「C案」を候補地とする動きがありましたけれども、この辺の課題に対して、どういうふうに克服したというんですかね。「C案」に対する西側通路の拡幅をする必要性があるということに対して、これをどうクリアをしていったのか、観覧席部分を2段削るといふ、検討を必要とするということに対して、どう考えてきたのか、こんなことを、「C案」、「新K案」に対して、少しだけでも、幾つかの事例を入れて説明していただけないかなと思います。

学校教育課長) それでは、説明資料1ページの3番に「C案」と「新K案」が抱えている課題を記載しています。

一つ目は、食材搬入車の搬入路を確保するため校舎の西側通路を拡幅する必要がある、という部分がありますが、こちらは実際に測ってみますと、幅は一定ではありませんが、一番狭いところで2mくらいの幅となっております。2mだと車で搬入するには不都合が生じます。実際には西側の崖があるんですが、崖の部分を少し削りまして、西側通路の広さをもう少し確保していく方向で考えております。

そして、二つ目は、給食室を建設するにあたりグラウンドの観覧席部分を2段分削る必要があります、設計段階での検討を必要とする、とありますけれども、今後、基本設計に入った段階で、この観覧席部分を2段削らなくてもいいような形に、もう少しコンパクト化できるような基本設計というのを検証していく必要があるのかなというふうに考えています。

そして、三つ目は、法律上必要な採光は確保できるがコンピュータ室が暗くなる、とありますけれども、こちらにも南側の校舎と給食施設の建設の間に約4mの幅を設けておりますので、これで何とか採光は保てるのかなと考えております。

最後の、火災発生時の避難経路について検討する必要がある、という部分がありますけれども、こちらは西側の通路の部分、給食室が大きくなればなるほど西側の崖のところに寄ってしまうので、なるべく崖に寄らないように通路を確保できるように調整していきたいと考えております。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

濱谷委員) ありがとうございます。

給食室を造るにあたっては、常に生徒の安全・安心を実に担保するということが第1番目ということになるわけです。トイレの利用経路、避難経路、こういったところにも「大磯の給食を考える会」が懸念を持っていらっしゃったわけです。「大磯の給食を考える会」のほうでは、大変丁寧に他の自治体等にもお出かけになって、詳細に自分たちのを進めてきたことに対して検証をされてきているということで、大変敬意を称するわけですが、資料の中に「別添⑧⑨に示す外トイレ利用経路と避難経路が適切と考えています。ご検討をお願いいたします。」という一文がございましたけれども、この辺に対して、事務局はどのようにご検討されたのか教えていただければありがたいなと思います。

学校教育課長) 体育館の外トイレの話かと思いますが、先ほど説明しましたように、学校運営により部活動等で利用している時間帯があります。例えば、野球であれば、泥だらけになってスライディングした格好で駆け寄ってトイレに行くということがありますので、やはり外からの利用のほうが学校運営上は望ましいと、学校長からはお話を聞いている状況であります。

濱谷委員) わかりました。ありがとうございます。

教育長) そのほか、いかがでしょうか。

1点、私のほうから一つ。「C案」は、調査報告書の大きさのままの形で、今は入っているということですか。

学校教育課長) 「C案」につきましては、実際に平成30年度に調査報告書というものを委託業者に作成していただいております、その報告書に記載されたレイアウトのままを記載しているという状況であります。

教育長) ということは、今後設計に入れば、当然コンパクトにするということは、先ほどもちょっと出ていましたけど、そういう方向で行くということですね。

学校教育課長) 実際には、基本設計に入った段階で、細かい部分の調整については、検証を重ねながら、なるべくコンパクトにできるような方向で調整していきたいと考えているところです。

以上です。

教育長) そのほかいかがでしょうか。

曾田委員) 「C案」、「新K案」の話から少し変わってすみませんけれども、結論は間もなく出ると思いますので、私はこのコロナ禍によりまして、世の中がすっかり変わってきたんじゃないかと、今思っています。社会で働いている人たちが、社会から家庭に移りまして、家庭の中でテレワークなどいろいろな事をやっておりますが、その中で、今まで私たちが考えてきた家庭像がすっかり変わってきているように思います。

今、大磯町で、この中学校の給食施設を新築するというだけで10億円くらいのお金がかかってきますので、果たしてこれだけでいいのかなど。長寿命化の問題もございまして、小学校の耐用年数、それから中学校の耐用年数もございまして、いろいろな子どもたちのことを考えると、これだけで済まないようなことがいろいろあると思うんですね。ですから、これはこれで結論は出しますけれども、できるだけ早く、もう一度この案を考え直して、この「新K案」、「C案」を考えるということではございませんが、全体のことを改めて見直す必要があるんじゃないか、ということをおっしゃっております。

コロナ禍において、相当いろいろな考え方が変わってきましたので、私もその一人になっておりますが、そういったこともこの際考えてもらう必要があるのではないかと、という気持ちがあるのですが。

以上でございます。

教育長) ただいま、曾田委員のほうから給食の調理室の建築はもちろんだけれども、準備会の意見等も踏まえると、あるいはコロナの状況を踏まえて、ということですかね。

曾田委員) ええ。全体の問題です。

教育長) そうすると、長寿命化による検討、それから、今後どう進めていくのかという質問ですけれども、事務局、いかがでございましょうか。

教育部長) 今、曾田委員からご指摘をいただいた部分でございまして、大磯町立中学校給食施設建設準備会の第1回でも第2回でもそのようなご意見を頂いております。併せて、先日行われました9月議会定例会における一般質問、それに引き続いて行われました令和元年度の決算特別委員会のほうにも、そういった学校教育施設の老朽化対策、あるいは長寿命化について、ご意見を頂きました。それに伴いまして、事務局といたしましては、早急に各施設の劣化状況も含めた確認が必要であろうというふうに考えてございます。

併せて、文科省からも、学校教育施設の長寿命化に向けた計画を令和2年度中につくりなさいという通知も来ておりますので、そういった意味も含めまして、総合的に考え、早急に長寿命化に向けた個別施設計画を作成したいというふうに考えてございます。

以上です。

曾田委員) 少し分かってきましたけど、結局子どもたちが学校の中で生活をするわけですね。そうしますと、今の話で少し見えてはきましたけど、子どもたちが無事に過ごしていく中で、やはり給食施設だけ新築するのではなくて、全体にもう一度見直しを、新しい建物はそのときに何かできないのかなとか、計画の見直しをする必要があるのではないかなという、そんな気がしております。もちろん、早い給食の体制をとらないといけません、当時、声を上げた人たちの子どもたちはもう卒業しています。ですから、どうしたらいいか、そういう事も含めまして、もう一度、再度検討してもらって、早めの体制を構築してもらえないかなという気持ちなんですけれども、いかがでしょうか。

教育部長) まず、計画については、早急に準備を進めて対応していきたいというふうに考えてございます。その中で、特に、各学校教育施設の劣化状況について、町で作成しました公共施設総合管理計画を作成してから既に3年ほどが経過しておりますので、個別施設計画の必要性というのは十分にあるというふうに考えてございます。

あわせて、そもそも中学校給食につきましては、令和5年から令和6年に向けての実進を進めているところではございますが、その間の、給食ではなく昼食の部分につきましても、これも新年度に向けて考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

曾田委員) ありがとうございます。

教育長) そのほか、いかがでしょうか。

濱谷委員) 曾田委員の質問と被るところがありますけれども、まさしく、PTAの方たちから老朽化する校舎を一体どうするの、という声が上がってまいりまして、私も給食施設と同時に老朽化に伴う新校舎のあり方、これは一体どうなるのかなというふうに懸念を持っておりました。今、教育部長から回答がありましたように、国から長寿命化に向けた個別施設の状況報告というのがあるそうでございます。まさしく、早急にこれに取り組んでいただきまして、生徒の安全・安心を担保する上でも、校舎の老朽化の改善・改革に取り組んでいただければと思っております。

そしてもう一つは、「大磯の給食を考える会」の「新K案」の修正案を私もチェックしていたんですけれども、先ほど言いましたように、外トイレ、避難経路の改善をされています。その中で、修正版「新K案」を「C案」の中に、どんなところが織り込む事ができるかな、できそうだな、というような何かはあるのでしょうか。

なぜ私がそのような唐突な発言をするかという、ここまで町民の人たちの、「大磯の給食を考える会」がこういうふうに大変真摯な形で取り組んでいらっしやってきた、これを「C案」の中で、これは取り入れることができるなという点がもしあれば、お知らせをいただきたいなというふうに思います。

学校教育課長) 「大磯の給食を考える会」にご提案頂きました「新K案」は、なるべくコンパクトに、平米数を少なく、というレイアウトになっていると受け止めております。ただ、給食調理の作業工程の状況を踏まえ、どのくらいまでコンパクト

にできるかというのが、この「C案」とのすり合わせで必要な部分ではないかと、考えてございます。

以上です。

教育長) そのほか、いかがでしょうか。

トーリー委員) 先ほどから聞いていまして、大体言い尽くしてくださっているなどということなんですけれど、まずは「新K案」のほうですね。本当に詳細にいろいろとご検討くださって、敬意を表したいと思います。ありがとうございます。非常に、大磯町の子どものことを考えてくださる方が地域にたくさんいるのは心強いなと思って、いつもありがたく感謝しております。

それで、「C案」のほうですが、基本設計の段階の図面を見て、それも併せて検討したいなど、今これ、前の図面のままですので、どの程度、実際問題コンパクトに可能になるかというところをすり合わせないと判断がちょっと厳しいかなというのがございます。

あと、先ほどの個別の老朽化の問題ですけど、そちらのほうは再三、もうあんまり言うとお気の毒な感じですけど、本当に早急に対応をよろしくお願いしたいと思えます。引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

教育長) ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

それでは、質疑のほうを打ち切りまして、討論を省略し採決に入りたいと思えますが、よろしいでしょうか。

濱谷委員) もう一点、採決に入る前にお願いがございまして。もし、「C案」が採択されるならば、「大磯の給食を考える会」の「新K案」の修正案と「C案」のすり合わせをしっかりとやっていただきたいということを付して、お願いをいたしまして、採決に入りたいと思えます。よろしく願いいたします。

教育長) 今、濱谷委員のほうから、採決するにあたって、「新K案」のほうの考え方を「C案」の方にうまく取り込んだ形での最終的な判断をしたいということなんですけど、その辺のところは、事務局のほうはそういう方向でよろしいでしょうか。

教育部長) あくまでも、今回事務局といたしましては、学校教育の学校運営における影響を最大限に考慮させていただいたというのが第一だというふうに考えてございます。その上で、学校給食における安全性、あるいは効率性にも配慮をした上で付議をさせていただいております。

その上で、今ご意見をいただきましたので、そういった部分も念頭に置きながら、すり合わせできる部分も十分考えた上で、次の段階に進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

教育長) それでは、その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

濱谷委員) では、教育部長の線で、一つよろしくお願い申し上げます。

教育長) それでは、採決のほうをしたいと思えます。

議案第16号について、原案どおり、ご異議ございませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第16号『大磯町立国府中学校の給食施設建設場所候補地について』は、原案どおりご承認いただいたものといたします。

<結果>異議なく原案どおり可決

【報告事項第1号 サマーシェア 2020 の実施報告について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。

それでは、報告事項第1号『サマーシェア 2020 の実施報告について』、事務局より報告をお願いします。

教育部長) 報告事項第1号『サマーシェア 2020 の実施報告について』、資料に基づき報告させていただきます。

今回、初めて、各校を巡回し、それぞれの教育現場における課題等を直接的に聞き、共有したいという、教育長の思いを実現するため、1の目的に記載のとおり実施したものです。

日時については、夏休み明けの8月中旬から各校を訪問し、1部を学校管理職、2部を若手の教職員という2部構成にし、15時以降の、それぞれ、1時間程度の時間を設定しました。

参加者は、学校管理職として、校長、教頭、教務主任、若手教職員として、経験の浅い教諭、事務の方々に参加していただきました。計4回で、学校管理職が9名、若手教職員が17名でありました。

共有した事項について、概要を報告させていただきます。

学校管理職からは、人事管理として、多様化、複雑化する学校運営に伴い、スクールアドバイザー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの専門職の必要性が高まっていることから、子ども達との継続性、信頼性なども含め、採用や配置に係ることを協議しました。

また、様々な背景や事情から、配慮を要する子ども達が増加傾向にあることから特別支援教室の増加について危惧する面が見えました。大磯町では先進的にきめ細かな対応を図っているところではありますが、それぞれの子ども達に応じた配慮をする必要から指導協力員や教育支援員の増加を望む声も聴くことができました。

また、女性だけに限らず、男性の育児休暇取得の希望も増えていることから、育休代替職員の確保も大きな課題だと感じました。

さらに、高齢化が進み、新たな確保が難しい給食調理員についても、早急な対応が必要だと改めて認識しました。

次に、施設整備として、建築後30年から40年を迎える建物が多いことから、各施設において、老朽化に対する修繕や改修を望む声が多く、長寿命化に向けた計画的な保全管理が必要であると痛感しました。

さらに、今年度国の交付金を活用し、スポット型エアコンを各校に配備したところですが、未設置の特別教室へのエアコン設置については、コロナ感染症対策の観点からも強く望む声があると同時に、災害時の避難所として、また、熱中症アラート発令時など、体育の教科指導などにおいても、体育館へのエアコン設置も検討課題であると認識しました。

また、子ども達の椅子や机について、損傷の状況に応じて、予算の範囲内で更新を行っておりましたが、新入学する子ども達に学年全体での更新を望む声が多く、3年間、6年間の持ち上がりによる継続的な使用を含め、学習環境の向上をスピード感を持って図る必要性を共有しました。

また、家庭環境の変化に伴い、洗浄便器を含めたトイレの洋式化、さらには、教職員用のトイレの整備も、長時間に渡り、学校で過ごすことを考慮すれば必要なこ

とと感じました。

次に、その他として、コロナ禍における授業時数、学校行事など教育課程に対する対応、トイレ清掃の外部委託、小学校における特別クラブ活動への対応、また、急速に進む ICT 化によるタブレット端末やアプリの使用などに係る研修を望む声を聴くこともできました。

若手教職員からは、楽しさや喜びもある反面、生徒指導、教科指導、部活動に対する難しさや伝統に対する不安、また保護者対応に係る複雑、困難さに伴う困惑、不慣れな校務分掌に対する不安、さらに多くの時間を過ごす職場環境の改善、自分時間を確保するための働き方改革、コロナ禍における学校行事や授業対応への不安や戸惑い、ICT 機器を活用した授業に対する不安など、多くの課題を共有することができました。

教育長) ただいま報告がありました件につきまして、ご質問があればお願いしたいと思えます。

濱谷委員) 今、事務局のほうからサマーシェア、おおよそ伺いました。

私は、若手の職員のほうから出てくるいろいろな諸課題について、課題を共有していくことは確かに必要でございますけれども、これをどう克服していくのかという道筋をしっかりと若い先生たちに示してあげることで、若い先生たちが現場に戻って子どもたちと未来を語る事ができるのかなというふうに思いますので、出てきた課題に対して、特に若い先生たちに、その道筋をどうつけていくのか、事務局のほうからお話をさせていただければありがたいなというふうに思えます。

教育長) ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

今回、この4校訪問なんですけれども、既に管理職との調整は、毎年行っているんですけれども、後半で、若手の先生に直接聞くというのは今回初めて行いました。今も濱谷委員のほうから話がありましたけれども、この辺のところをどう反映していくかが一つの課題になるのかなと。あと、学校全体としましては、教育委員の皆さんには一緒に、毎年、幼・小・中を訪問いただいております、先生方との懇談会もございますので、いろいろな意見も聞いておりますけれども、今回は新たに、特に若手、5年未満くらいの先生の意見を聞いて、両方合わせてということで、交流会をしております。

また、今出ました意見を参考にしながら、今後も進めていきたいと思えます。

そのほか、よろしいですか。

各委員) なし。

教育長) それでは、報告のほうを終わりにしたいと思います。

【報告事項その他】

教育長) それでは、次に、その他について、何かございませんでしょうか。

それでは、事務局からお願いいたします。

■事務連絡

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、10月15日、木曜日、午前9時30分から、本庁舎4階第1会議室で開催予定です。なお、10月は午後からの訪問はございません。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和2年度 大磯町教育委員会第6回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和2年10月15日

教 育 長 野 島 健 二

教育長職務代理者 曾 田 成 則

委 員 トーリー 二葉

委 員 長 嶋 徹

委 員 濱 谷 海 八